



人権教育を推進するために

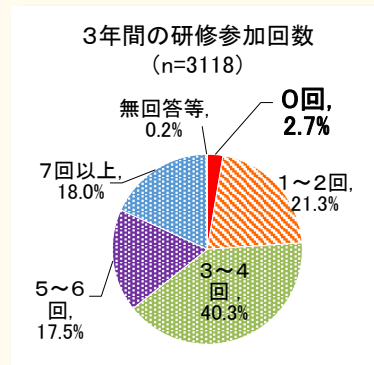
～人権教育に関する教職員の意識調査(2019年11月実施)結果から～

2020(令和2)年
第2号
京都府教育委員会

指導力向上のために学び続けていますか？

教育基本法において、教員は「絶えず**研究と修養に**」励むことが規定されており、「京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)」では、教職員を「人権に特に関係する職業従事者」と位置づけ、「**研修を通じて**人権教育を重点的に推進すること」としています。

しかし、人権に関する教職員の意識調査では、**2.7%**(3,118名中**83名**)の教職員が過去3年間に人権に係る研修(校内・校外含む)を**1度も受けていない**ことがわかりました。(右図)



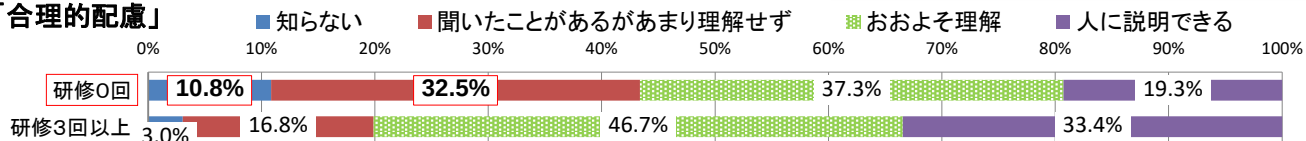
研修回数と理解度の相関は？

研修を**1度も受けていない教職員の「人権三法」に係る理解度**について、3年間で3回以上研修を受けている教職員と比較しました。(無回答除く)

「人権三法」とは、2016(平成28)年に施行された個別の人権問題に関する法律で、「**障害者差別解消法**」「**ヘイトスピーチ解消法**」「**部落差別解消法**」を総称しています。

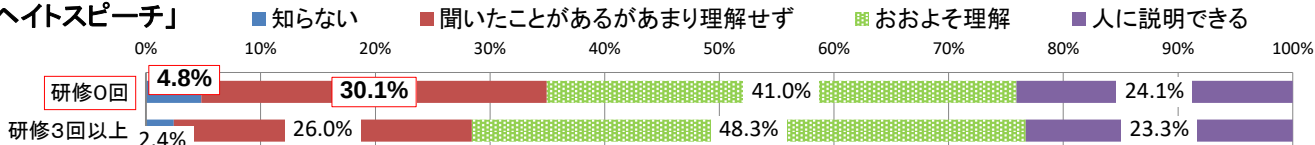
「障害者差別解消法」が示す

「合理的配慮」

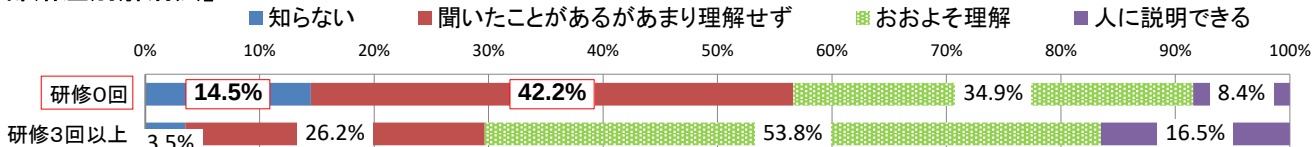


日本に在住する外国人に対する

「ヘイトスピーチ」



「部落差別解消法」



研修を**1度も受けていない教職員は、「知らない」「あまり理解せず」と回答する率が高くなり、研修の重要性を示唆しています。**

研修を通じて指導力の向上を

社会情勢の変化により人権問題が多様化する中で、**教職員は、それら様々な人権問題に直面している子どもや保護者と出会います。**人権教育を推進するために、研修を通じて人権意識を高め、指導力の向上に努めていくことが求められています。

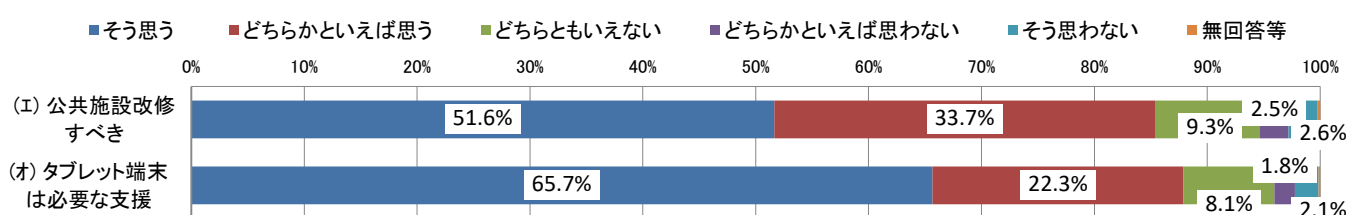
次ページからは、「人権三法」に関する研修資料を掲載しています。

共生社会の実現に向けて

人権教育に関する教職員の意識調査の問10「人権問題に対する考え方」では、問い(I) (オ)において**障害のある人の人権問題**に関する考え方を質問しました。下図はその回答結果です。

(エ) 身体障害者が利用できるようにすべての公共施設を改修するべきだ。
(オ) 読み書きに困難のある児童生徒が授業中のタブレット端末使用を希望すれば、必要な支援として検討するべきだ。

障害のある人の人権問題に対する考え方(無回答の数値表記は省略)



施設などは、多数を占める人たちに合わせて作られていることが多いため、少数である障害のある人にとっては、不便さや困難さといったバリア(**社会的障壁**※1)を生むことがあります。

共生社会の実現に向けて、これら社会的障壁を取り除くのは**社会の責務である**ことを理解することが重要です。

また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」(文部科学省通知)では、読み・書き等に困難のある児童生徒等のために、授業や試験での**タブレット端末**等のICT機器の使用を許可することを**「合理的配慮」※2に当たり得る配慮の具体例**としています。

※1 「社会的障壁」

障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上での障壁

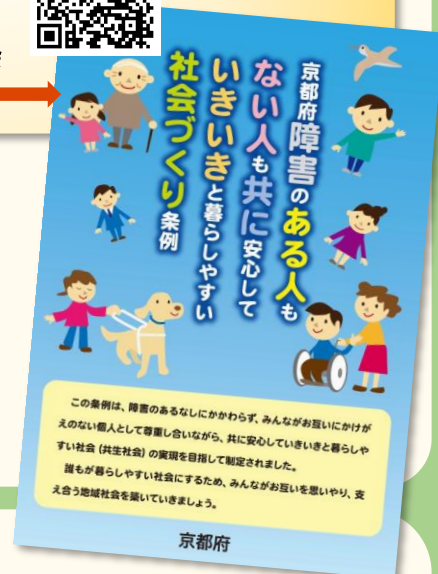
- ・通行、利用しにくい施設、設備
- ・利用しにくい制度
- ・障害のある人の存在を意識していない慣習・文化
- ・障害のある人への偏見 など

(参考:「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」パンフレット)



※2 「合理的配慮」

障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除く対応を必要としているとの意志が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。



ICTを活用した合理的配慮の具体例

障害の特性や発達の段階等に応じてICTを活用することで、**個に応じた指導や支援**を充実させることができます。

「通級指導教室における読み書きに困難のある児童生徒へのICT活用研究報告」
(京都府総合教育センター)



読むことが困難で教科書の内容が理解できない。

書くことが困難でノートに文字を書くことができない、又は時間がかかる。

ICTを活用

「音声読み上げ機能」を使って「聞く」ことで内容を理解する。

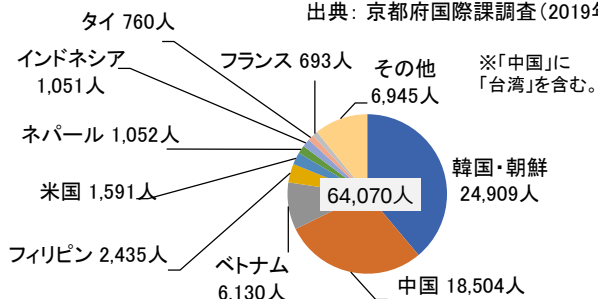
「カメラ機能」を使って板書を撮影し、ノートに貼る。

多様性を尊重する社会を目指して

京都府国際課の調査によると、2019（令和元）年に京都府内で生活する外国人は64,070人で、府内人口の約2.5%を占めています。**外国人は、地域社会の一員**として暮らしています。

京都府国籍別外国人住民数

出典：京都府国際課調査（2019年）



※2019（令和元）年、新たな在留資格である「**特定技能**」が創設され、府内の外国人住民数が、さらに増加することが予想されている。

府内の外国人児童生徒数

（通信制・支援学校は、統計なし）
出典：学校基本調査（2019年）

校種	外国人児童生徒数
小学校（京都市除く）	215名
中学校（京都市除く）	118名
高等学校（京都市含む、全日制・定時制）	149名

日本で生活する外国につながるを持つ人々に対しては、言葉や生活習慣の違いから、相互理解が十分でないことによる**偏見**や**差別**※1などがあり、日常生活を送る上での様々な問題が生じています。異なる文化や考え方を**理解**し、互いを**尊重**し合うことが重要です。

外国につながる子どもの状況

＜学校と家庭＞

家庭で保護者が話す言葉や文化（母語・母文化）は、子どもが学校で触れる言葉・文化とは異なるため、子どもは複数の言語や文化の間を毎日、行ったり来たりすることになります。学校の先生や友達とは、母語や母文化について共有ができず、家の中では、学校であったことを保護者に話しても理解してもらえないこともあります。

＜学ぶ意欲＞

望んで日本に来たわけではない子どもの場合、日本語を学んだり、授業に出て勉強することに意義を見いだせず、意欲をもてないこともあります。

＜名前＞

例えばブラジル人の子どもの名前には親の名前などが組み込まれていますが、「姓＋名」という形に慣れ親しんでいる日本人にとって呼びやすい名前に変えられてしまうことがあります。また、日本社会の同化圧力の中で、日本名を使用する外国人もいます。

「学校で活動する母語支援員の方へ」京都府国際センター
「人権学習資料集〈高等学校編〉」京都府教育委員会

※1 例えば、新型コロナウイルスに関連して、外国人に対し差別的な貼り紙をした店舗についての相談が県と市に寄せられ、市が店舗に対し差別や偏見を助長する可能性について説明している。

新型コロナウイルス感染症対策分科会「偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ」第3回資料

ヘイトスピーチと人権

Hate speech and Human Rights



京都府



京都府が作成したパンフレット「ヘイトスピーチと人権」は、ヘイトスピーチの問題点や、解消するために何ができるか等を考える資料となっており、Webページからダウンロードできます。

京都人権ナビ

人権情報ポータルサイト

職場内で交流しましょう

【問い】 日常生活やインターネット上で、特定の国籍や地域等に属する人々に対して、偏見や差別意識を感じた経験はありますか。それは、どのような人々に向けられた、どのような内容のものでしたか。

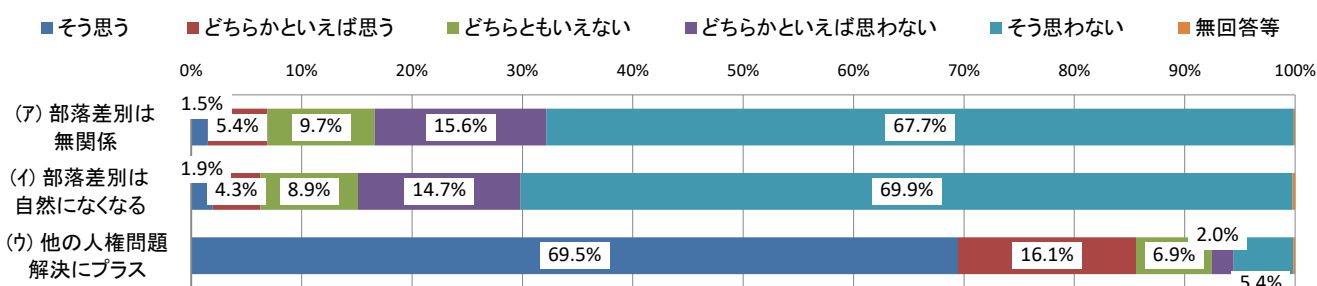
また、それらの偏見や差別意識に触れても、正しい判断ができる子どもに育てるためにどのような取組をしていけば良いでしょうか。職場内で交流しましょう。

部落差別の解消に向けて

人権教育に関する教職員の意識調査の問10「人権問題に対する考え方」では、問い(ア)～(ウ)において**同和問題に関する考え方**を質問しました。下図はその回答結果です。

- (ア) 部落差別はいけないことだが、私には関係のない話だ。
 (イ) そっとしておけば、部落差別は自然になくなっていく。
 (ウ) 部落差別を許さない態度を身に付けることは、他の人権問題の解決にもプラスになる。

同和問題に対する考え方（無回答の数値表記は省略）



部落差別は、同和対策審議会答申※1が出されてから50年以上が経過し、答申で指摘された低位な実態は様々な面で大きく改善され、差別意識も着実に解消へ向けて進んできました。

しかし、部落差別解消法※2にあるように、**部落差別は現在も存在**していることが、府民調査※3や法務省の調査※4からもわかります。

さらに、**インターネット上**での、部落差別を助長する情報※4が問題となっており、差別意識の伝播を防ぐことが難しい状況が生まれています。

※1 「同和対策審議会答申」

同和問題の解決を「国の責務であり、同時に国民的課題である」とし、同和対策の具体案を示した。

※2 「部落差別解消法」

「現在もなお部落差別が存在する」「情報化の進展に伴って状況の変化が生じている」と示した。

※3 「新京都府人権教育・啓発推進計画に関する府民調査」では、「**結婚**に関わる問題」や「**住宅購入**にあたって同和地区への忌避意識」などの心理面での課題が依然として存在していることがうかがわれる。

※4 「部落差別の実態に係る調査結果報告書」(法務省)の内容

- ・「人権侵犯事件」として**結婚・交際**に関する差別及び**誹謗中傷**等が毎年扱われている。
- ・部落差別に関する加害・被害経験のある差別事例として、**結婚・交際、悪口**に次いで**就職・職場**に関するものも一定数見られる。
- ・**インターネット上**に同和地区を特定する記述や同和地区出身者を誹謗中傷するWebページがある。



「京都人権ナビ」からダウンロード可能

京都府が作成したパンフレット「同和問題と人権」は、部落差別の歴史的経緯や解決に向けた取組、部落差別の要因等が掲載されています。また、部落差別解消のために「**正しい知識を身に付ける**」「**自分にも関わりのある問題として考える**」「**予断や偏見を持たずに人と接する**」ことが大切であるとしています。